

2020年6月1日

各位

東京都千代田区麹町一丁目4番地
松井証券株式会社
代表取締役社長 松井道夫
(コード番号：8628 東証第一部)

松井証券ポイントをプレゼント！貸株口座開設プログラム開始のお知らせ

松井証券は、2020年6月1日より、貸株口座を開設した方を対象として、抽選で100名様に松井証券ポイント2,000ポイントをプレゼントするプログラムを開始しましたので、お知らせします。



「貸株サービス」は、お客様が保有する株式を当社に貸し付けることで、その対価として貸株金利を受け取るサービスです。株式の売却益や配当金に加え、保有株式を活用して収益機会を得ることができます。当社では、お客様が保有する現物株式に加えて、信用取引の担保としている株式（代用有価証券）を活用して貸株金利を受け取ることができます。

当社では、本年1月より、貸株口座を開設したお客様を対象として、抽選で松井証券ポイント2,000ポイントをプレゼントするキャンペーンを実施していましたが、大変ご好評をいただき、今後プログラムとして継続実施することを決定しました。是非この機会に「貸株サービス」の活用をご検討ください。

松井証券は、今後も個人投資家の利益に資するサービスの拡充に努めてまいります。

以上

【貸株口座開設プログラムの概要】

プログラム期間	2020年6月1日(月)～2020年8月28日(金)
内容	上記期間中に貸株口座の開設を申し込みいただいたお客様の中から、 <u>抽選で100名様に「松井証券ポイント」を2,000ポイントプレゼント。</u> <u>※プログラム終了時点で信用取引口座を開設しているお客様は、当選確率が2倍。</u>

※プログラムおよび松井証券ポイントの詳細は、当社WEBサイトよりご確認ください。

◆ご参考：過去のプレスリリース

- ・「貸株サービス」拡充のお知らせ
～信用取引口座をお持ちのお客様も利用可能に～

<https://www.matsui.co.jp/company/ir/press/pdf/pr191210.pdf>

<取扱商品のリスクおよび手数料等の説明>

- 貸株サービスご利用にあたり当社と締結いただく消費貸借契約は無担保の契約になります。したがって、お客様は当社に対する信用リスクを負うことになります。貸出先が破たんした場合、当社が株券等を調達しお客様に返却しますが、返却すべき期日に間に合わない場合には「株券等貸借取引に関する基本契約書」に基づき遅延損害金をお客様にお支払いします。その場合、株主として得られる権利(株主優待、議決権等)を、取得できないことがあります。
- 貸株サービスでお客様が貸し出す株券等は、分別管理の対象外となり、投資者保護基金による保護の対象とはなりません。
- 貸株サービスを利用されている場合、株主優待や株主総会の議決権を取得できません。取得するためには権利確定日に一旦返却する設定が必要です。
- 当社が貸株対象銘柄について変更報告書(金融商品取引法第 27 条の 25 第 2 項)を提出する場合において、当社がお客様からお借りした同銘柄の株券等を同変更報告書提出義務発生日の直近 60 日間にお客様へ返還させていただいているときは、お客様の氏名、取引株数、契約の種類(株券消費貸借契約である旨)等、同銘柄についての当社の譲渡の相手方、および対価に関する事項を同変更報告書へ記載させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 貸出期間中は所有権がお客様から移転しているため、一定期間株式を所有することで得られる権利(株主提案権等)を失うおそれがありますので、事前に該当する銘柄の権利取得に係る所有期間をご確認のうえ、貸出、返却指示を行ってください。
- お客様が貸株サービスにより株券等を貸し出した場合に受け取る配当金相当額は雑所得となり配当所得には該当しないため、配当控除の対象とはなりません。
- 貸株サービスのご利用には手数料等はかかりません。
- 業者名等 松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 164 号
- 加入協会名 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

【お客様からのお問い合わせ先】

口座開設サポート(平日 08:30~17:00)
0120-021-906(03-5216-0617)

【報道関係者からのお問い合わせ先】

広報担当 吉澤 正壽
03-5216-8650